# (仮称)療育・教育の総合センターにおける児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用 する際に想定される自己負担額について

(仮称)療育・教育の総合センターで実施する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては児童福祉 法に基づく法定給付のサービスであるため、一定の自己負担が発生します。

自己負担額は費用の1割となりますが、世帯の所得に応じて月ごとの上限額が定められています。

## ①想定される自己負担額について(各加算については想定)

#### ○児童発達支援

| 70至70年708       |      |
|-----------------|------|
| 各加算             | 単位数  |
| 基本部分            | 620  |
| 児童発達支援管理責任者専任加算 | 205  |
| 指導員加配加算         | 195  |
| 福祉専門職員配置等加算     | 10   |
| 福祉•介護職員処遇改善加算   | 31   |
| 合計              | 1061 |

地域区分 1回の費用 10.6 = 11,246円

※想定される1回の自己負担額(費用の1割) 11,246円 ×

O.1 = **1,124**円

#### ○放課後等デイサービス

| 各加算             | 単位数 |
|-----------------|-----|
| 基本部分            | 473 |
| 児童発達支援管理責任者専任加算 | 205 |
| 指導員加配加算         | 195 |
| 福祉専門職員配置等加算     | 10  |
| 福祉•介護職員処遇改善加算   | 31  |
| 合計              | 914 |

地域区分 1回の費用 10.6 =9,688円

※想定される1回の自己負担額(費用の1割)

9,688円 × 0.1 = 968円

### ②所得に応じた月ごとの上限額について

1回の利用については①の自己負担額が発生しますが、世帯の所得に応じて月ごとの上限額が定められて いるため、ひと月に利用した回数にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

| 世帯の収入状況               | 負担上限月額  |
|-----------------------|---------|
| 市民税非課税世帯              | 0円      |
| 市民税課税世帯(市民税所得割28万円未満) | 4,600円  |
| 市民税課税世帯(市民税所得割28万円以上) | 37,200円 |

なお、児童福祉法のサービスと障害者総合支援法のサービスを利用している場合、世帯に介護保険のサー ビスを利用している方がいる場合、世帯で複数のお子さんが児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用 している場合などは、高額障害福祉サービス等給付費の支給により、さらに負担が軽減される場合がありま す。